

大阪府が、入札参加業者に配布している留意事項書

平成16年 2月

入札参加業者各位

大阪府発注工事の受注・施工にあたっての 公共工事の適正な施工体制の確保に関する留意事項

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により、遵守すべき事項が定められておりますが、府発注工事の受注・施工にあたっては、今後とも適正な施工体制を確保するため、以下の点に一層留意して頂くようお願いします。

1. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）の遵守

平成13年4月に「入札契約適正化法」が施行され、公共工事に関して次の事項が義務付けられているので、工事施工にあたって法令遵守を徹底して下さい。

公共工事においては、一括下請を全面的に禁止する
施工体制台帳の写しを大阪府に提出する
(但し、建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられている場合)
大阪府による現場の施工体制の点検を受ける
施工体系図を、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する

なお、入札契約適正化法に違反した場合は、建設業許可部局へ通知するとともに、建設業法等に基づく行政処分及び指名停止等の措置を行います。

2. 大阪府建設工事元請下請関係適正化指導要綱（元下要綱）の遵守

大阪府では、府発注工事における適正な元請下請関係を確保するため、「元請下請関係適正化指導要綱」により、元請業者及び下請業者の遵守すべき事項を定めております。

景気低迷が続き、工事の受注競争の激化や下請業者へのしわ寄せ等による品質の低下が懸念されるが、こうしたことのないように、元下要綱に基づき、工事現場における元請下請関係の適正化や関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあたって下さい。

また、元下要綱の内容については、元請業者の責任において全ての下請業者に対して十分に周知して下さい。

3. 建設労働者の適切な賃金の支払について

府発注工事においては、工事費の積算は二省協定労務単価に基づく労務単価で積算しております。この点に十分留意し、建設労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するようお願いします。

二省協定労務単価：農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた公共工事設計労務単価

大阪府建築都市部公共建築室